

## 新潟県業務用冷凍冷蔵機器常時監視システム導入支援事業補助金 公募要領

### 1 目的

IoT 技術を活用したフロン類漏えい常時監視システム<sup>\*</sup>の導入を支援し、温室効果ガスであるフロン類の排出抑制対策を推進するとともに、電気代高騰等の影響を受ける事業者の経済的負担の軽減を図るため、常時監視システムの導入を行う者に対し補助金を交付します。

※フロン類の漏えい・故障等を常時監視するシステムであって、(一社)日本冷凍空調工業会の「業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン」(JRA-GL17)に適合するもの

### 2 交付対象者

本補助金の交付対象者(補助対象者)は「3 補助対象事業」を実施する者であって、次のいずれにも該当する者とします。

○中小企業等(中小企業者、中小企業団体、中小企業等協働組合及び個人事業主。「みなし大企業」に該当しないこと。)

○県内に事業所を所有し、又は県内の事業所を使用する者

○県内で所有し、又は使用する事業所において常時監視システムを導入する者

○業務用冷凍冷蔵機器<sup>\*</sup>の所有者その他業務用冷凍冷蔵機器の管理責任を有する者

※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)において第一種特定製品に分類されている機器のうち、冷凍機器及び冷蔵機器

○次に掲げる事項のいずれにも該当しない者

- ・ 県税を滞納している者
- ・ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ・ 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ・ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- ・ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 補助対象事業

○常時監視システムを導入するために必要な機器を設置する事業

#### 4 補助対象経費

経費区分	内容
機器費	常時監視システムの導入に必要なIoT機器本体及び標準付属品の購入に要する費用。
工事費	IoT機器を業務用冷凍冷蔵機器に取り付けるための工事に係る材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費（制御盤以降の工事に係る費用に限る。配電盤等の工事費用は除く。）。

※消費税及び地方消費税相当額を除く

#### 5 補助率及び補助上限額

- 補助率：補助対象経費の3分の2以内
- 補助上限額：1事業所につき200万円

#### 6 交付申請書の提出

##### (1) 提出書類

- ・新潟県業務用冷凍冷蔵機器常時監視システム導入支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ・新潟県業務用冷凍冷蔵機器常時監視システム導入支援事業計画書（別記第1号様式の別紙1）
- ・履歴事項全部証明書（法人のみ）
- ・補助対象経費に係る見積書等の写し（機器費及び工事費の内訳が分かるもの）
- ・常時監視システムを設置する冷凍冷蔵機器の設置場所が分かる事業所内の見取図
- ・事業所の所在が分かる付近の見取図
- ・工程表
- ・導入する常時監視システムのカタログ等の写し
- ・申請者が管理する業務用冷凍冷蔵機器のノンフロン化に向けた取組の実施に係る計画書（別記第1号様式の別紙2）
- ・「新潟県エコ事業所表彰制度」に参加登録又は参加申込していることが確認できる書類
- ・「パートナーシップ構築宣言」に登録していることが確認できる書類（法人のみ）
- ・委任状（補助金の申請に係る事務を行政書士又は行政書士法人に委任する場合）

##### (2) 申請受付期間

令和8年4月24日(金)～令和9年1月29日(金)

※予算額に達した場合は、申請受付期間中であっても受付を終了します。

##### (3) 提出方法

電子メール又は郵送（書留郵便に限る）

※ 可能な限り電子メールでの提出をお願いします。

（添付ファイルの容量が 10MB を超えるメールは受信することができませんので、添付ファイルが 10MB 以下になるよう分割して送付してください。）

※ 直接持参した場合は受付できません。

※ 電子メールでの受付は最終日の 23 時 59 分まで、郵送の場合は最終日の消印有効。

#### （４）提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県 環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室

E-mail : ngt030310@pref.niigata.lg.jp

電話 : 025-280-5150

（電話受付時間：月～金曜日（祝祭日・12月29日から1月3日を除く） 8時30分～17時15分）

#### 7 交付決定について

- 申請受付後に申請書の内容を審査し、交付条件を満たすものを交付決定します。
- 予算額に達した場合は、申請受付期間中であっても受付を終了します。
- 交付決定を受ける前に補助対象事業に係る工事に着手していた場合は、補助金を交付することができません。

#### 8 その他留意事項等

- 中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する中小企業であっても、次のいずれかに該当する「みなし大企業」は補助対象となりません。
  - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
  - ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- 毎年度のエコ事業所の実績報告において取組状況を報告する必要があります。補助事業によって導入した常時監視システムを使用している間は、毎年度の取組状況の報告を続けてください。
- 県から調査、情報公開、普及啓発等への協力を依頼する場合がありますので、了承の上申請してください。
- フロン類排出抑制対策の目標・取組等の公表に努める必要があります。
- フロン排出抑制法を遵守し、常時監視システムが漏えいを検知したときには、速

やかに冷凍冷蔵機器の点検・修理等を行ってください。

- 補助対象事業に係る工事は原則、令和9年2月26日(金)までに完了することとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い時期までに実績報告書の提出が必要になります。